

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 摘要 |
|--------|-----------------------|--|---|----------------|
| I 基本情報 | | | | |
| 1 | P3 I-1-② 上から5行目 | [事務の内容] (なし) | <p>・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> | 追加 事務の追加による |
| 2 | 最下段 | (なし) | <p>4. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>① オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、川口市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>② オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、川口市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、川口市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> | 追加 事務の追加による |
| 3 | P9 I-2-システム9-② | [システムの機能] 1. 資格継続事務 (1) 略 (2)被保険者情報の受信 (略) (略) 被保険者資格データを配信する機能。 | <p>1. 資格継続事務 (1) 略 (2)被保険者異動情報の受信 (略) (略) 被保険者異動情報を配信する機能。</p> | 文言修正 文言の修正 |

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 概要 |
|------|---------------------|------------------|--|-------------------------|
| 4 | 上から19行目 | (なし) | <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供（詳細は別添1-図4「オンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供事務」を参照）機能</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する機能</p> <p>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する機能。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報を送信する機能</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者異動情報を送信する機能。</p> | 追加 事務の追加による |
| 5 | P10 I-2-システム10-①~② | (なし) | <p>[システムの名称] 医療保険者等向け中間サーバ等</p> <p>[システムの機能] 略</p> | 追加 事務の追加による |
| 6 | P11 I-4-① 上から1行目 | ・略 | <p><被保険者資格管理に係る事務> ・略</p> | 追加 新しい項目の追加に対する表題の追加 |
| 7 | 最下段 | (なし) | <p><オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバ等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p> | 追加 事務の追加による |
| 8 | I-4-② 上から1行目 | ・略 | <p><被保険者資格管理に係る事務> ・略</p> | 追加 新しい項目の追加に対する表題の追加 |
| 9 | 最下段 | (なし) | <p><オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p> | 追加 事務の追加による |

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 概要 |
|------|---------------------|---|--|-----------------------------|
| 10 | I-5 上から1行目 | ・略 | <被保険者資格管理に係る事務> ・略 | 追加 新しい項目の追加に対する表題の追加 |
| 11 | 上から6行目 | ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項(地方税法関係) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく 条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件 の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(*注2)で定める もの | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく 条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若し くは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関 する事務であって主務省令(*注2)で定めるもの | 修正 番号法の改正によるもの |
| 12 | 最下段 | (なし) | <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第1の30の項(国民健康保険法関係) 国保法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実 施に関する事務であって主務省令(*注3)で定めるもの *注3・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 追加 事務の追加による |
| 13 | P12 I-6-② 上から1行目 | 【別表第2における情報提供】 【別表第1 30項関係】 ・略 | <被保険者資格管理等に係る事務> 【別表第2における情報提供】 【別表第1 30項関係】 ・略 | 追加 新しい項目の追加に対す る表題の追加 |
| 14 | I-6-② 最下段 | (なし) | <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオ ンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 追加 事務の追加による |
| 15 | P17 (別添1)事務内容 | (なし) | 図4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間 サーバ等への被保険者異動情報の提供事務 (図・備考) 略 | 追加 事務の追加による |

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 概要 |
|------------------|--|--|--|----------------------|
| II 特定個人情報ファイルの概要 | | | | |
| 16 | P21 II-4-委託の有無 | 3件 | 5件 | 変更 委託件数の変更 |
| 17 | P23 II-4-委託事項3-① 最下段 | (なし) | ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け 中間サーバ等」へ送信、登録を行う。 | 追加 事務の追加による |
| 18 | II-4-委託事項3-② 上から11行目 | [その妥当性] ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続事務と高額該当回数 の引き継ぎ事務(国保 総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康 保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を 用いない。 | ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続事務と高額該当回数 の引き継ぎ事務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険 者等向け中間サーバ等への被保険者資格情報の提供事務(国保 総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等 の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 | 追加 事務の追加による |
| 19 | P24 II-4-委託事項4 | (なし) | 医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務 | 追加 委託事項の追加による |
| 20 | II-4-委託事項4-①~⑨ | (なし) | 略 | 追加 委託事項の追加による |
| 21 | P25 II-4-委託事項5 | (なし) | 医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務 | 追加 委託事項の追加による |
| 22 | II-4-委託事項5-①~⑨ | (なし) | 略 | 追加 委託事項の追加による |
| 23 | P31 (別添2)特定個人情報 ファイル記録項目 | 略 | 略 | 追加 ファイル記録項目の追加による |
| 24 | P36 (別紙II-5)番号法第 ~38 19条第7号別表第2に 定める情報照会者・事 務 | 略 | 略 | 追加 番号法の改正によるもの |

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 概要 |
|-------------------------------|-------------------------------|--|---|------------------------|
| Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 | | | | |
| 25 | P43 Ⅲ-3-リスク2-ユーザ認証の管理 | [具体的な管理方法] <国保総合PCにおける措置> (なし) | ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |
| 26 | Ⅲ-3-リスク2-特定個人情報の使用の記録 | [具体的な方法] <国保総合PCにおける措置> (なし) | ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |
| 27 | P44 Ⅲ-3-リスク4 | [リスクに対する措置の内容] <国保総合PCにおける措置> (なし) | ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |
| 28 | P45 Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [具体的な制限方法] (なし) | <ul style="list-style-type: none"> <医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバ等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |
| 29 | Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [具体的な方法] (なし) | <ul style="list-style-type: none"> <医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 概要 |
|------|-------------------------------------|--|---|------------------------|
| 30 | Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール | [委託先から他者への提供に関するルールの内容及びびルール遵守の確認方法] (なし) | <p><医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |
| 31 | Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール | [委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びびルール遵守の確認方法] (なし) | <p><医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |
| 32 | P46 Ⅲ-4-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | [具体的な方法] (なし) | <p><医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバ等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 概要 |
|------|---|--|---|------------------------|
| 33 | Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | (なし) | <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |
| 34 | P52 Ⅲ-7-リスク1-⑨ | [その内容] 【ケース1】 略 【ケース2】 略 | 略 | 削除 3年経過によりケース1を削除 |
| 35 | Ⅲ-7-リスク1-⑨ | [再発防止策の内容] 【ケース1】 略 【ケース2】 略 | 略 | 削除 3年経過によりケース1を削除 |
| 36 | Ⅲ-7-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | (なし) | <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> | 追加 事務内容追加によるリスク対策の増 |

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 摘要 |
|--------------|----------------|---|--|----------------------|
| IV その他のリスク対策 | | | | |
| 37 | P53 IV-1-② | [具体的な内容] ＜川口市における措置＞ ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 | [具体的な内容] ＜川口市における措置＞ ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 ・また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。 | 追加 実際の実施状況に基づき記載。 |
| 38 | 最下段 | (なし) | ＜国保総合(国保集約)システム＞ ・番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。 | 実際の実施状況に基づき記載。 |
| 39 | IV-2 上から1行目 | [具体的な方法] ＜川口市における措置＞ ・略 ・略 | [具体的な方法] ＜川口市における措置＞ ・略 ・略 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。 | 追加 実際の実施状況に基づき記載。 |
| 40 | 最下段 | ＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・国保総合(国保集約)システムの操作・運用に携わる職員に対し、操作・運用に関する教育時に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等を実施することとしている。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 | ＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 | 追加 実際の実施状況に基づき記載。 |
| 41 | 最下段 | (なし) | ＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞ ・教育事項:特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね一年ごと ・教育方法:未定 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者 | 追加 実際の実施状況に基づき記載。 |

国民健康保険に関する事務における変更箇所一覧

| 項目番号 | ページ数・位置 | 変更前 (公表済み評価書) | 変更後 | 概要 |
|------------|------------|---|---|---|
| 42 | IV-3 | (なし) | <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p> | 追加 実際の実施状況に基づき記載。 |
| V 開示請求、問合せ | | | | |
| 43 | P54 V-1-② | [請求方法] 川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。 | 川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。 | 文言修正 第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。 |
| 44 | V-1-③ | [手数料額、納付方法] 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(1枚10円、白黒A3版まで) | 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額) | 文言修正 詳細な説明を加えたもの。 |
| VI 評価実施手続 | | | | |
| 45 | P55 VI-1-① | 平成28年11月25日 | 令和2年3月中 | 修正 基礎項目評価実施日の記載 |
| 46 | VI-2-② | 平成28年12月9日(金)～平成29年1月13日(金)の36日間 | 令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)の30日間 | 修正 本修正実施によるパブリックコメント実施日の変更 |
| 47 | VI-3-① | 平成29年1月27日(金) | 書面会議を実施予定 | 修正 本修正実施による点検日の変更 |